

社会福祉法人梅光会 役員等報酬規程

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 1 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。
なお、法人の施設長及び職員を兼ねる理事にはこれを支払わないものとする。

理事会出席報酬	1回につき 10,000円
---------	---------------

- 2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

評議員会出席報酬	1回につき 10,000円
----------	---------------

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

監査業務等報酬	1回につき 20,000円
---------	---------------